

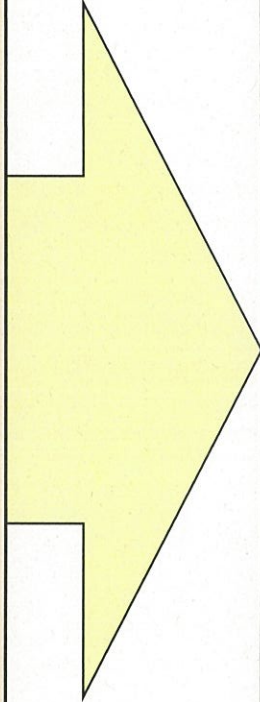
原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

被爆者の範囲

以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者

【手帳保持者 約19.3万人】（平成25年度末）

- ① 原爆投下の際「被爆地域」（広島市・長崎市の区域・隣接地域）に在った者
- ② 入市被爆者（原爆投下後2週間以内に爆心地付近（約2km）に入市した者）
- ③ 救護被爆者（放射能の影響を受けるような事情の下にあった者）、など



援護措置

【 1, 449億円（平成26年度予算）】

- 1 医療の給付（医療費の無料化） 【 409億円】
- 2 各種手当の支給 【 930億円】
健康管理手当（月額：33,230円）【支給対象者 約16.3万人（平成25年度末）】 など
医療特別手当（月額：135,130円）【支給対象者 約8,800人（前出）】
- 3 健康診断の実施（年2回）
- 4 福祉事業の実施（居宅生活支援、原爆養護ホーム事業など）

現行の原爆症認定制度の概要

○被爆者が、疾病が放射線に起因し、現に医療を要する状態にある旨の厚生労働大臣の認定を受ければ、医療特別手当が支給される仕組みとなっている。

医療特別手当 月額135,130円(8,793人)

※平成26年3月末現在

原爆症
の認定

- ①疾病が原爆放射線に起因すること（放射線起因性）
 - ②現に医療を要する状態にあること（要医療性）
- について、厚生労働大臣が認定。
放射線起因性には、「高度の蓋然性」が必要であるとの考え
方が、最高裁判例により確立している。

※「高度の蓋然性」とは、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を
持ち得る程度の証明

健康管理手当 月額33,230円(約16.3万人)

原爆放射線によるものでないことが明らかでない場合を除き、
造血機能障害、肝臓機能障害などの一定の疾病（循環器
機能障害や運動器障害など大半の疾病がこれに該当す
る）にかかった場合に支給される。

被爆者健康手帳保持者(約19.3万人)

被爆時に一定の地域にいた者、原爆投下後2週間以内に入市した者、被爆者の救護等
を行った者及びそれらの者の胎児について、被爆者健康手帳を交付。
被爆者健康手帳の交付を受ければ、被爆者であることが証明され、医療費が無料となる
ほか、健康診断を受診することができるなど、各種施策の対象となる。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(抄)

(平成六年十二月十六日法律第百十七号)

(医療の給付)

第十条 厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に 医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

(認定)

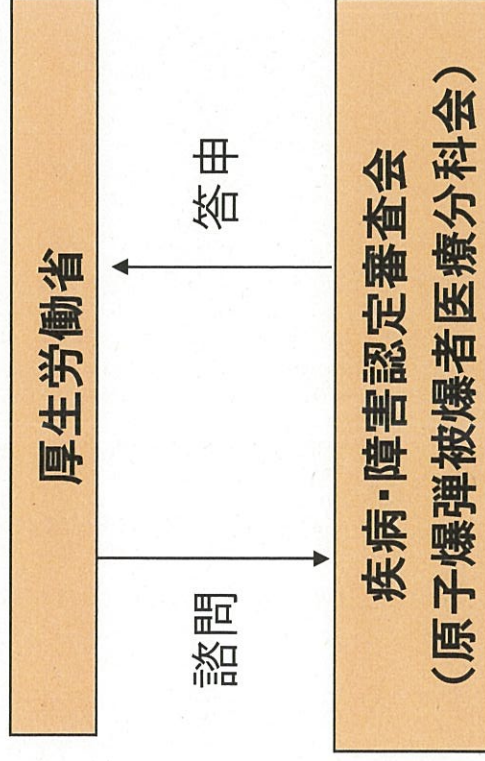
第十一条 前条第一項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

原爆症認定手続の概要

厚生労働大臣が原爆症認定を行うに当たっては、疾病・障害認定審査会(原子爆弾被爆者医療分科会)(※)の意見を聴かなければならない (原子爆弾被爆者援護法 第11条第2項)

※ 疾病・障害認定審査会は、原爆被爆者援護法の規定によりその権限に属せられた事項を処理する(厚生労働省組織令第133条)



【分科会における原爆症の認定審査】

○ 個々のケースについて

- ① 疾病が原爆放射線に起因すること(放射線起因性)
 - ② 現に医療を要する状態にあること(要医療性)
- を専門的な観点から客観的に審査

○ 「審査の方針」を目安として審査

「審査の方針」は予め分科会で議論して決定
(現在の審査方針 H20. 3決定 (H25. 12改定))

委員数31人(放射線、法律等の専門家等)

疾病グループ等別に6つの部会を設置して審査

部会の設置について

平成20年3月17日
平成21年6月22日改
平成22年5月24日改
疾病・障害認定審査会
原子爆弾被爆者医療分科会

- 1 疾病・障害認定審査会運営規程第七条に基づき、原子爆弾被爆者医療分科会に、次の表に掲げる部会を置く。これらの部会の所掌事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条の認定に係る申請疾病等の分類により、同表の右欄に掲げるとおりである。ただし、第一審査部会及び第二審査部会については、諮問件数に応じて相互の所掌事務の審査を行うことができる。

名 称	所 掌 事 務
第一審査部会	主として消化器系以外の悪性腫瘍の申請に係る審査
第二審査部会	主として消化器系の悪性腫瘍の申請に係る審査
第三審査部会	甲状腺の悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症、及び甲状腺機能低下症の申請に係る審査
第四審査部会	白内障及び心筋梗塞の申請に係る審査
第五審査部会	第一審査部会から第四審査部会までのいずれの所掌にも属さない疾病の申請、複数の疾病が同時に申請された場合で、当該複数疾病が第一審査部会から第四審査部会までのうち複数の部会の所掌にまたがる申請及び申請者の被爆時の状況についての事実関係の確認を要する申請に係る審査
第六審査部会	

- 2 分科会長は、厚生労働大臣の諮問を受けたときは、当該諮問のうち前項の表の右欄に掲げる範囲に属するもののうち、一定の条件を満たすものについて、前項の各部会に付議されたものとみなす。

3 厚生労働大臣の諮問のうち、前項により付議されないものについては、分科会において審査を行う。

4 各部会の議決は、分科会の議決とみなす。

新しい審査の方針による原爆症認定の仕組み

I 放射線起因性の判断

1 積極的に認定する範囲

- ① 悪性腫瘍(固形がんなど)
- ② 白血病
- ③ 副甲状腺機能亢進症

- ① 心筋梗塞
- ② 甲状腺機能低下症
- ③ 慢性肝炎・肝硬変

放射線白内障
(加齢性白内障を除く)

- ア 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
- イ 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
- ウ 原爆投下より約100時間経過後から約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者

※ア、イ、ウの場合は原則的に認定

被爆地点が爆心地より約1.5km以内である者

- ア 被爆地点が爆心地より約2.0km以内である者
- イ 原爆投下より翌日までに爆心地から約1.0km以内に入市した者

起因性を総合的に判断
(申請者の被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案)

2 総合的に判断

「積極的に認定する範囲」に該当する場合

該当しない場合

II 要医療性の判断

「現に医療を要する状態」に該当するかどうかを、当該疾病等の状況に基づき、個別に判断

認定

新しい審査の方針

平成20年3月17日
最終改正 平成25年12月16日
疾病・障害認定審査会
原子爆弾被爆者医療分科会

疾病・障害認定審査会運営規程（平成13年2月2日疾病・障害認定審査会決定）第9条の規定に基づき、原爆症認定に関する審査の方針を次のように定める。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定に係る審査に当たっては、被爆者援護法の精神に則り、より被爆者救済の立場に立ち、原因確率を改め、被爆の実態に一層即したものとするため、以下に定める方針を目安として、これを行うものとする。

第1 放射線起因性の判断

放射線起因性の要件該当性の判断は、科学的知見を基本としながら、総合的に実施するものである。

特に、被爆者救済及び審査の迅速化の見地から、現在の科学的知見として放射線被曝による健康影響を肯定できる範囲に加え、放射線被曝による健康影響が必ずしも明らかでない範囲を含め、次のように「積極的に認定する範囲」を設定する。

1 積極的に認定する範囲

（1）悪性腫瘍（固形がんなど）、白血病、副甲状腺機能亢進症

①悪性腫瘍（固形がんなど）

②白血病

③副甲状腺機能亢進症

の各疾病については、

ア 被爆地点が爆心地より約3.5 km以内である者

イ 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2 km以内に入市した者

ウ 原爆投下より約100時間経過後から、原爆投下より約2週間以内の期間に、爆心地から約2 km以内の地点に1週間程度以上滞在した者

のいずれかに該当する者から申請がある場合については、格段に反対すべ

き事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を原則的に認定するものとする。

(2) 心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎・肝硬変

①心筋梗塞

②甲状腺機能低下症

③慢性肝炎・肝硬変

の各疾病については、

ア 被爆地点が爆心地より約2.0 km以内である者

イ 原爆投下より翌日までに爆心地から約1.0 km以内に入市した者

のいずれかに該当する者から申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を積極的に認定するものとする。

(3) 放射線白内障（加齢性白内障を除く）

放射線白内障（加齢性白内障を除く）については、

被爆地点が爆心地より約1.5 km以内である者

から申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を積極的に認定するものとする。

これらの場合、認定の判断に当たっては、積極的に認定を行うため、申請者から可能な限り客観的な資料を求めることとするが、客観的な資料が無い場合にも、申請書の記載内容の整合性やこれまでの認定例を参考にしつつ判断する。

2 1に該当する場合以外の申請について

1に該当する場合以外の申請についても、申請者に係る被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して、個別にその起因性を総合的に判断するものとする。

第2 要医療性の判断

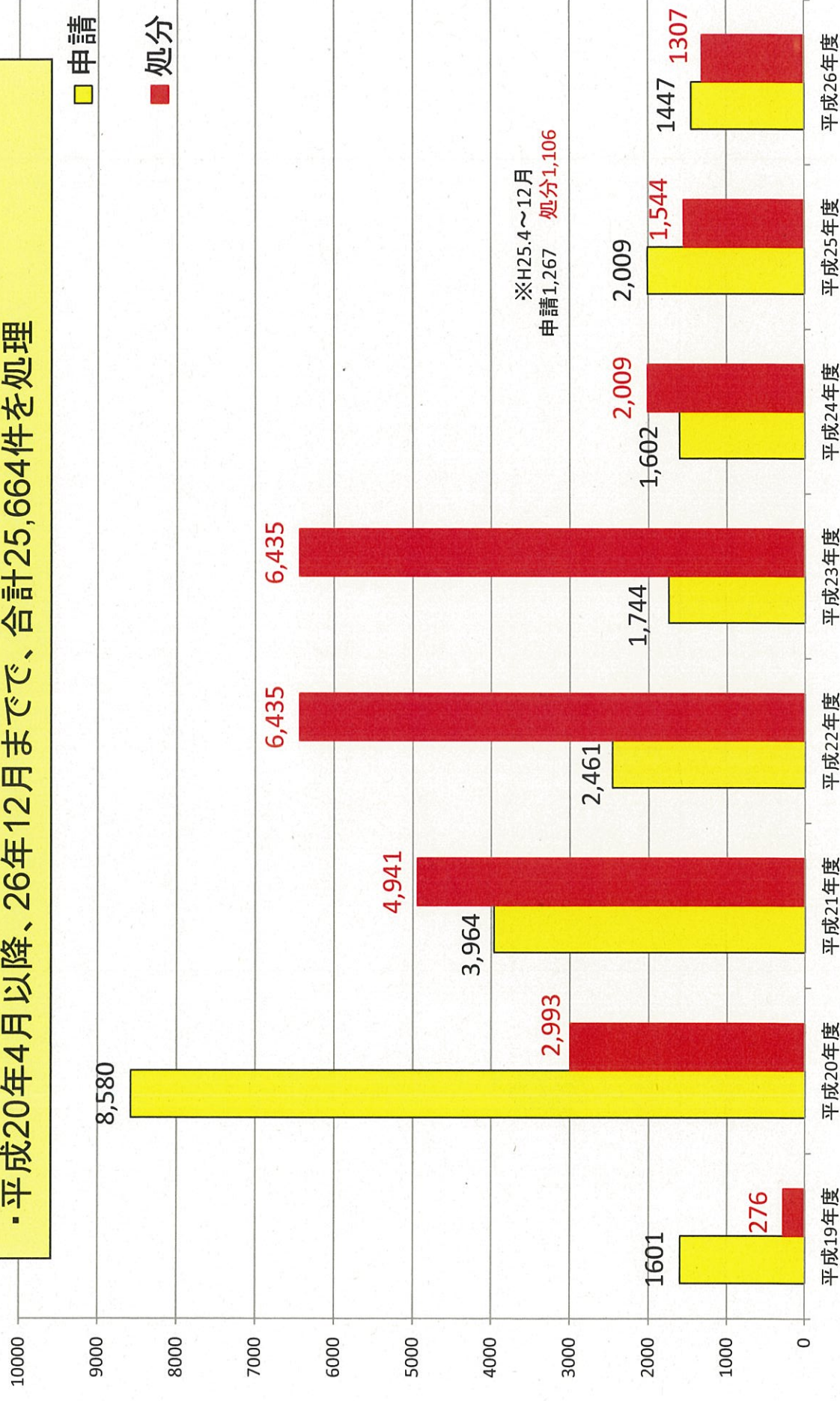
要医療性については、当該疾病等の状況に基づき、個別に判断するものとする。

第3 方針の見直し

この方針は、新しい科学的知見の集積等の状況を踏まえて随時必要な見直しを行うものとする。

原爆症の申請・処分件数

・平成20年4月以降、26年12月までで、合計25,664件を処理



(H26.12月末現在)

原爆症の認定件数

・平成20年4月以降、26年12月までで、合計12,433件を認定

